

令和6年3月1日

弁護士 山中 理司様

大阪市財政局税務部管理課長

情報提供依頼について（回答）

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に基づき大阪市が弁護士報酬を支払った案件（令和5年度中に訴訟代理人弁護士との協議が完了したもの）に係る弁護士報酬の算定理由が記載されている文書の写しの情報提供依頼につきまして、下記のとおりその写しを送付します。

記

1 情報提供する資料

弁護士報酬（着手金）の算定理由が記載されている文書の写し（1件）

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

担当 大阪市財政局税務部管理課（審査監察グループ） 木谷

電話 06-6208-7784

e-mail da0002@city.osaka.lg.jp

大阪地方裁判所 [REDACTED] 事件に係る着手金の支出について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士法人色川法律事務所と協議した結果、次のとおり、着手金を支出する。

項目		評点等	
A 事件の難易	ア 事案・争点の複雑性	4 点	14 点 (X)
	イ 法的な争点の難易度	0 点	
	ウ 有利となる証拠	4 点	
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	3 点	(Y) (Z) (a)
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	3 点	
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0 点	
報酬の算定	算定額 (5万円 + 5万円×X)	75万円	(Y) (Z) (a)
	加減率	0 %	
	基礎となる報酬額 (Y + Y×Z)	75万円	
特別な事情を考慮した増額・減額	増額	①本市の事務に与える影響	1.00
		②社会的影響	1.00
		③特別の困難度	1.00
		④特別の労力	1.00
		⑤原告等への特別の対応	1.00
		⑥その他	1.00
	減額	①先行する事件と同内容・同一弁護士	1.00
		②第1審で勝訴した事件の控訴審	1.00
		③その他	1.00
着手金の額 (税抜) (a×b×c)		75万円	(d)
消費税及び地方消費税 (d×0.10)		7万5千円	
着手金 (税込) (d+e)		82万5千円	(e)

よって、着手金の額は、82万5千円となる。

## ※算定理由

### ○Aについて

- ・ア（事案・争点の複雑性）：

#### 【家屋の評価方法】

家屋の評価については、再建築価格を基準として評価する再建築価格方式を採用しており、評価の対象となった家屋と同一のものを、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費により価格を求めている。再建築費評点数の算出においては、適用すべき（非）木造家屋評点基準表によって（非）木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数（工事の施工量等が相違する場合に補正する係数）を乗じて算定する。

#### 【本件訴訟の争点】

①評価基準に定められていない補正項目の設定について、②補正係数の適用について、  
③取得価格を採用しての評点数の付設についての3点（細かく分けると、ア 主体構造部、イ 基礎工事の根切り工事、ウ 基礎工事の杭打地業、エ 間仕切骨組、オ 建具（取得価格）、カ 建具（既製品の使用状況）、キ 建築設備（取得価格）、ク 建築設備（削除すべき評点項目）、ケ 仮設工事（難易）、コ 仮設工事（建物の程度）、サ その他の工事、シ 工事費採用率の12点）である。

#### 【事案・争点の複雑性が4点の理由】

①前記いずれの争点においても、固定資産評価基準には具体的な規定が定められていないことから、市長の合理的な裁量の範囲内で補正係数等を本件家屋に適用したことを中心とする必要があるが、当該主張を行うためには、本件家屋の評価時に参照した図面等をはじめ、本件争点に係る数多の文献、裁判例等を参照し、合理的な主張を組み立てていく高度な複雑性が要求される。②比較対象となる[ ]事件についても、市長の合理的な裁量の範囲内で定めた実施要領の規定内容及び当該規定内容の合理性の主張・立証が必要な事件であり、本件訴訟と同様に複雑性が要求されるが、争点が1点のみである（複合構造家屋への経年減点補正率の適用方法）。本件訴訟においては争点が大きく

分けても 3 点あり、争点ごとに異なる参考文献等を参照し、争点ごとに合理的な主張を組み立てる必要がある。

以上より、[REDACTED] 事件と比較すると、争点が複数ある上に、各争点において高度な複雑性が要求されることから、事件の難易が高いため、事案・争点の複雑性を 4 点とする。

- ・イ（法的な争点の難易度）：本件家屋の評価が評価基準及び実施要領に適合しているか否かに限られるため、0 点とする。
- ・ウ（有利となる証拠）：① [REDACTED] 事件と比べ、本市が争点について主張、立証する上で有利となる証拠書類等が少ない（[REDACTED] 事件では、本市又は他都市の勝訴判決等が一定数存在する。）。②本件家屋の評価当時の証拠書類等も皆無である（評価当時（平成 3 年）の職員の考え方で評価をしていると考えられるため、根拠書類の提示が困難である。）。

以上より、[REDACTED] 事件と比較すると、有利となる証拠を直接引用する機会は限られ、本市にとって有利となるよう証拠書類を間接引用し、合理的な主張を組み立てる必要があるため、有利となる証拠に基づいて具体的な主張、立証を行うことが困難であることから、有利となる証拠を 4 点とする。

#### ○ B について

- ・ア（事案の専門性）：本件訴訟を進める上では、固定資産評価基準、大阪市固定資産評価実施要領及びその他の参考文献等の専門性の高い内容を熟知し、合理的な主張を組み立てる必要がある。このことから、[REDACTED] 事件と同様、多くの時間及び労力を要することが見込まれると考え、事案の専門性を 3 点とする。
- ・イ（書面作成等に要する労力の見込み）：[REDACTED] 事件と比較して争点が複数あることから、争点ごとに異なる参考文献等を参照し、争点ごとに合理的な主張を組み立てるのに大きな労力が必要である。また、本件争点ごとの参考文献等及び評価当時の証拠書類等は少なく、主張を組み立てることが非常に困難であり、繰り返し打合せを行い書面内容を調整する必要が生ずる。

したがって、[REDACTED]事件よりも書面作成等に要する労力に多くの時間を費やすこと  
が想定できることから、書面作成等に要する労力を3点とする。

- ・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）：本件訴訟では尋問は想定されないので、0点  
とする。